

小樽市中小企業等省エネ推進補助金交付要綱

制 定 令和7年4月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、小樽市中小企業等省エネ推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、市内の中小企業等に対し、二酸化炭素排出削減の取組として省エネ設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等のゼロカーボンの推進支援及び事業継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、小樽市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体その他特別の法律に規定する組合及び連合会であって、小樽市内で活動をするものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- (4) 省エネ・地域パートナーシップ 中小企業等の省エネ取組を地域で支援するため、経済産業省資源エネルギー庁が立ち上げた、地域の金融機関や省エネ支援機関等と連携する枠組みをいう。
- (5) 省エネ診断 省エネ・地域パートナーシップのパートナー省エネ支援機関が実施する省エネルギー効果を客観的に示す診断をいう。なお、省エネ・地域パートナーシップ立ち上げ前に実施された専門機関による診断を含むものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (4) 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体でないこと。
- (5) 小樽市税に滞納がないこと。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、エネルギー消費量の合計が年率10パーセント以上低減するものと報告された省エネ診断の提案（補助金交付申請日から3年以内のものに限る。）で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) エネルギー消費量が低減すると見込まれるものであること。
- (2) 現在、事業活動に供している設備に替えて導入するものであること。ただし、EMS等制御装置については、既存の設備に付加するものを含む。
- (3) 市内に所在する施設等において設備の導入を行うものであること。
- (4) 導入する設備は借用品又は中古品でないこと。
- (5) 主に従業員の福利厚生等を目的とする設備の導入でないこと。
- (6) 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備の導入でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 設備の購入に要する費用。
- (2) 導入する設備の据付け及び運搬に要する費用。
- (3) その他設備の導入に関して必要と認められる費用。

2 前項に掲げる費用には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。

(補助金額等)

第7条 補助は、予算の範囲内で行うものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断結果の写し
- (2) 導入予定の設備の見積書の写し
- (3) 小樽市税に滞納がないことを証する証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、別に定める期間内に行わなければならない。

3 補助金の交付の申請は、同一年度において、同一事業者につき、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、本補助金の交付が採択されなかった申請については、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。ただし、事業の遂行に支障がないと認められる変更（交付決定額の減少額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、市長の承認を不要とする。

2 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了し、支払いを終えたときは、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書の写し
- (2) 支払いが分かるものの写し
- (3) 設置した場所が分かる図面及び設置した設備の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は市長の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して、不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 補助事業者が、補助金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
- (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第 11 条に規定する実績報告を期限までに提出しなかった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ、補助事業財産処分承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、取得財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めたときは、補助事業者に補助事業財産処分承認通知書（様式第 9 号）によりその旨を通知するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業港湾部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。